

令和元年8月8日

民生常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 令和元年8月8日
開会 13時00分 閉会 13時53分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 野原恵子
副委員長 岡本眞利子
委員 石川康弘 内山美穂子 酒井はやみ 千葉幹雄
議長 寺林俊幸
- 4 傍聴者 小島智恵 荒貴賀 谷口和弥 東口隆弘 中橋友子
- 5 説明員 町長 飯田晴義 副町長 伊藤博明
住民福祉部長 合田利信 こども課長 西田建司
保育係長 菅原隆行
- 6 事務局 事務局長 細澤正典 議事課長 半田健 庶務係長 遠藤寛士
- 7 審査事件及び審議内容 別紙のとおり
 - 1 付託された議案の審査について
議案第51号 幕別町保育料条例の一部を改正する条例
議案第52号 幕別町へき地保育所条例の一部を改正する条例
議案第53号 幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例
議案第54号 幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - 2 その他

民生常任委員会委員長 野原恵子

◇審査内容

(開会 13:00)

○委員長(野原恵子) それでは、民生常任委員会を開会いたします。

付託されました議案の審査について議題といたします。

まず、説明員の説明をお願いいたします。

住民福祉部長。

○住民福祉部長(合田利信) 議案第51号、幕別町保育料条例の一部を改正する条例、議案第52号、幕別町へき地保育所条例の一部を改正する条例、議案第53号、幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例および議案第54号、幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

このたびの改正内容につきましては、先ほど副町長から改正条文の説明がありましたので、私からは、お手元の資料に基づき保育料の無償化および副食費の徴収に係る全体的な内容と議案説明資料に基づき条例改正の内容を改めてご説明を申し上げます。

はじめにお手元の資料の1ページをご覧ください。1 保育料の無償化についてであります。本年5月に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児期の教育および保育等を行う施設等の利用に関する給付制度が創設され、本年10月から幼児教育、保育の無償化が実施されるものであります。

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料の無償化であります。カッコ書きにありますように、今回の条例改正より無償化する内容であります。①幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳児までの全ての子どもの保育料を無償化するものであります。食材料費、通園送迎費、行事費など、実費徴収している費用については無償化の対象外となります。次に②住民税非課税世帯に属する0歳から2歳までの子どもの保育料を無償化するものであります。次に③無償化の対象人数であります。平成31年度当初の人数で申し上げますと、①3歳から5歳までの保育料の無償化の対象人数は635人でこのうち、生活保護世帯、多子世帯およびひとり親世帯などの世帯に属する子どもで、現行条例により既に保育料が無償化となっている74人を除き、このたびの条例改正により新たに561人が無償化となります。また、②住民税非課税世帯に属する0歳から2歳までの子どもの対象人数は22人で、このうち現行条例により既に保育料が無償化となっている19人を除き、このたびの条例改正により新たに3人が無償化となります。

続きまして、(2) 新制度未移行幼稚園、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化についてであります。こちらは、カッコ書きにありますように子ども・子育て支援法の改正により無償化が実施されるものであります。①の新制度未移行幼稚園であります。子ども・子育て支援法に基づき平成27年度に創設された新設制度に移行していない幼稚園のことであり、この施設を利用する場合は月額上限25,700円までの保育料が無償化となります。次に②幼稚園の預かり保育を利用する場合は、保育の必要性の認定を受けた場合において、幼稚園保育料の無償化の上限25,700円に加え、利用実態に応じて認可保育所における保育料の全国平均であります月額37,000円と幼稚園保育料の無償化の限度額との差額であります最大で月額11,300円までの範囲で利用料が無償化となります。次に③認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業等を利用する場合は保育の必要性の認定を受けた場合において、認可保育所における保育料の全国平均であります月額37,000円までの利用料が無償化となり、また0歳か

ら2歳までの住民税非課税世帯の子どもは、月額42,000円までの利用料が無償化となります。

続きまして、(3)無償化の実施に関する負担割合についてであります。①負担割合については、国が2分の1、北海道が4分の1、町が4分の1となっておりますが、町立の幼稚園および保育所については、町が10分の10で全額負担となります。次に②初年度であります本年10月から翌年3月までの経費につきましては、全額国費で負担され、子ども・子育て支援臨時交付金が交付されますが、翌年度以降は交付税措置となります。

続きまして2ページをお開き願います。(4)幼児教育、保育の無償化の全体像についてであります。こちらの表につきましては、先ほど説明いたしました無償化の内容についてまとめたものであり、太線で囲っております部分については、今回の条例改正に該当する幼稚園、保育所、へき地保育所等となっております。表の縦軸であります、左側の項目につきましては、施設もしくは事業として1の新制度移行幼稚園、保育所、認定子ども園から下段にあります7のファミリーサポートセンター事業までの7区分となっております、縦軸の真ん中の項目につきましては、左側の施設もしくは事業に対応した0歳から2歳児、3歳から5歳児の保育料の無償化の内容であります。縦軸の右側の項目につきましては、認定区分ごとの対象施設となっております、本町の子どもが現在利用しております町内、町外それぞれの施設を掲載しておりますので、後程ご覧願います。

続きまして、3ページをお開き願います。2 副食費の徴収についてであります。保育料の無償化に伴い条例改正により各施設において副食費の徴収する規定を追加するとともに年収が360万円未満相当の世帯に属する子どもと全ての世帯において、幼稚園では小学校3学年以下の年長者からカウントし、保育所およびへき地保育所では、小学校就学前の年長者からカウントする第3子以降の在園児の副食費の徴収を免除するものであります。また、本町では町内5か所の認可保育所を利用する3歳以上の子どもに対して平成28年4月から主食を提供してまいりましたが、本年10月からは主食提供事業を拡充し、町内すべての幼稚園およびへき地保育所の子どもの給食費に係る主食相当分を町が負担することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ろうとするものであります。

(1)徴収方法および主食提供事業の拡充についてであります。①町内5か所の認可保育所については、これまで副食材料費は保育料の一部として保護者が負担し、主食は町負担で提供しておりますが、本年10月からは副食材料費として月額4,500円を保護者が負担し、それぞれの保育所において副食材料費を徴収することとし、主食は従来どおり町負担で提供するものであります。次に②町内2か所の幼稚園と6か所のへき地保育所については、これまで給食費を保護者が負担し、給食センターに納めておりますが、本年10月からは主食提供事業の拡充に伴い、主食相当分として1食40円を町が負担することから、主食相当分を除く副食費を保護者が負担し、それぞれの施設において徴収するものであります。

次に3 国が定める特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴う条例改正についてであります、改正する主な内容として(1)保育料の負担を満3歳未満の保育に限定することにより3歳以上の保育料を無償化するものであります。(2)3歳以上の保育料の無償化に伴い当該保育給付費の特例に関する経過措置を削除するものであります。

4ページ以降の資料につきましては、条例の一部改正による保育料の無償化と副食費の徴収および免除につきましては関係する条例ごとに整理したものであり、議案説明資料に基づき、それぞれの条例改正の内容説明の後に該当する資料を順番に説明させていた

だきます。はじめに議案第51号、幕別町保育料条例の一部を改正する条例についてであります。議案説明資料の8ページをご覧ください。第1条の主旨に町立保育所における副食材料費について説明するものであります。9ページをお開き願います。改正の1点目となります保育料の無償化の施行に関わり、第3条を改めるものであります。改正条例の同条第2項において特定教育、保育のうち教育に係るものおよび特別利用教育など、いずれも幼稚園の利用に係る保育料は無料とすると定めるものであります。また、保育ならびに特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育および特定利用地域型保育など保育所の利用に係るものについては、後段説明いたしますが、改正条例、別表第1において0歳から2歳までの保育料を定めております。但し書きでは法第19条第1項第1号および第2号に該当するいずれも3歳から5歳までの子どもの保育料は無料とすると定めるものであります。現行条例の第3項および第4項第1号については幼稚園の保育料の無償化に伴い、削るものであります。10ページをお開き願います。改正の2点目となります副食費の徴収については、改正条例の第5条として徴収規定を追加し、第1項では町立保育所、副食材料費を月額4,500円とし、同項各号において低所得世帯等の徴収免除を定めております。11ページをお開き願います。第6条から第9条までの改正につきましては、法の改正等に伴い文言を整理するものであります。現行条例の別表第1の保育料金表につきましては、幼稚園の保育料の無償化に伴い削るものであります。15ページをお開き願います。現行条例の別表第2の保育料金表のうち、3歳以上児の保育料の欄を削り、改正条例では別表第1の保育料金表において、3歳未満児の保育料を階層区分ごとに定めるものであります。17ページをお開き願います。中ほどの備考の7では、ひとり親世帯の保育料の額の特例について現行階層区分ごとに定めておりますが、3歳以上児の保育料と3歳未満児の第2階層、市町村民税非課税世帯の保育料を無償化することから、この表を削り、所得割課税額が77,100円以下の場合は2,000円と定めるものであります。以上が条例改正の内容でありますので、次にお手元の資料4ページをお開き願います。この表につきましては左側に現行条例の別表の第2として、3歳以上の保育料の月額を第1階層から5ページの第8階層まで階層区分ごとに示したものであります。このたびの条例改正により全ての階層の保育料が矢印の右側の表のとおり、無料となるものであります。また、右側の表にあります副食材料費につきましては、第1階層から年収で360万円未満相当に該当する第4の1の階層で所得割課税額48,600円以上57,700円未満までの世帯に属する子どもについては免除となり同じ第4の1の階層で所得割課税額57,700円以上72,000円未満の階層から第8階層までの世帯に属する子どもについては、月額4,500円となりますが、小学校就学前の年長者からカウントして、第3子以降の在園児については、この階層においても免除となるものであります。

続きまして、議案第52号、幕別町へき地保育所条例の一部を改正する条例についてあります。議案説明資料の20ページをお開き願います。改正の1点目となります保育料の無償化については、第6条第2項において3歳から5歳までの子どもの保育料は無料とすると定めるものであります。改正の2点目となります副食費の徴収について、改正条例の第9条として、徴収規定を追加し、第2項では給食費では給食を提供するために現に要した額とし、第4項では低所得世帯等の徴収免除を定めております。21ページをお開き願います。別表では、3歳以上の子どもの保育料の無償化に伴い結果として3歳未満の子どもの保育料に定めておりますが、第2階層の市町村民税非課税世帯の保育料を0円と改めるものであります。22ページの中ほどの備考6では、ひとり親家庭の保育料の特例について定めております。以上が条例改正の内容でありますので、次にお手元

の資料の6ページをお開き願います。この表につきましては、左側に現行条例の別表として3歳以上の保育料の月額を第1階層から第6階層まで階層区分ごとに示したものであります。このたびの条例改正により全ての階層の保育料が矢印の右側の表のとおり無料となるものであります。また、右側の表にあります、副食費につきましては第1階層から年収で360万円未満相当に該当する第5階層のうち、市町村民税所得割課税世帯5万円以上57,700円未満までの世帯に属する子どもについては免除となり、同じ第5階層で所得割課税世帯57,700円以上10万円未満の階層から第6階層までの世帯に属する子どもについては1食154円となりますが、小学校就学前の年長者からカウントして第3子以降の在園児についてはこの階層においても免除となるものであります。

次に議案第53号、幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例についてであります。議案説明資料の24ページをお開き願います。改正の1点目として、保育料の無償化については第6条第2項において議案第52号と同様に3歳から5歳までの子どもの保育料は無料とすると定めるものであります。改正の2点目として副食費の徴収については改正条例の第9条として徴収規定を追加し、第2項では給食費は給食を提供するために現に要した額とし第4項では低所得世帯等の徴収免除を定めております。25ページをお開き願います。別表では3歳以上の子どもの保育料の無償化に伴い、結果として3歳未満の子どもの保育料を定めておりますが、第2階層の市町村民税非課税世帯の保育料を0円と改めるものであります。26ページの下段の備考の7では、ひとり親家庭の保育料の特例について定めております。以上が条例改正の内容でありますので、お手元の資料7ページをお開き願います。この表につきましては、左側に現行条例の別表として、3歳以上の保育料の月額を第1階層から第7階層まで階層区分ごとにお示したものであります。このたびの条例改正により全ての階層の保育料が矢印の右側の表のとおり無料となるものであります。また右側の表にあります副食費につきましては第1階層から年収で360万円未満相当に該当する第6階層のうち、市町村民税所得割課税世帯3万円以上57,700円未満までの世帯に属する子どもについては、免除となり、同じ第6階層で所得割課税世帯57,700円以上6万円未満の階層から第7階層までの世帯に属する子どもについては1食157円となりますが、小学校就学前の年長者からカウントして第3子以降の在園児についてはこの階層においても免除となるものであります。

最後になりますが、議案第54号、幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。このたびの改正は国が定めております特定教育、保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準いわゆる幼稚園、認可保育所等の運営に関する基本的な基準の一部改正に伴い本条例を改正し、併せて文言整理を行うものであります。議案説明資料の28ページをお開き願います。第2条ではこのたびの改正に併せて、定義規定を入念的に個別に規定するものであります。30ページをお開き願います。第3条の一般原則において保護者の経済的負担の軽減を適切に配慮することを加えるものであります。以後、第5条から32ページの第11条までが文言整理であります。33ページをお開き願います。第13条第1項において、保育料の負担を認定保護者のうち、カッコ書きで満3歳未満の子どもの保育に限ると定めることにより、3歳以上の保育料を無償化すると定めるものであります。以後、47ページの第52条までが文言整理であります。48ページをお開き願います。3歳以上の保育料の無償化に伴いまして当該保育給付費の特例に関する経過措置について、規定しております附則第4項と第5項を削るものであります。以上で全ての条例改正に関わります説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

- 委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。
酒井委員。
- 委員（酒井はやみ） 今、未満児のお子さんは、上に兄弟がいる子は半額とか無償とか負担軽減措置があるのですが、それは今後も続くのでしょうか。それとも、上のお兄ちゃんが無料になったら、下の子はそのままの金額になるのでしょうか。
- 委員長（野原恵子） 保育係長。
- 保育係長（菅原隆行） ただ今の多子軽減に係る第何子かという判定の方法でございしますが、これまでの無償化以前と変わらず、保育所につきましては、未就学児童のうち、幼稚園ですとか保育所の施設をご利用しているお子さんのうち、何番目かということでのカウントになります。その中で未就学児の中で2番目のお子さんについては半額、第3子については無料。尚且つですね、市町村民税の所得割額が169,000円未満の世帯、第5階層以下ですね、こちらの階層につきましては、第2子以降が無料になると0円ということになります。以上です。
- 委員長（野原恵子） 酒井委員。
- 委員（酒井はやみ） もう一度確認させてもらいたいのですけれども、上に小学生の第1子、幼稚園の3歳以上で第2子、未満児に第3子という場合は、第3子は今、0円だと思うのですけれども。保育料が。先ほどだと、未就学児の中でという話だったのですが、確認をお願いします。
- 委員長（野原恵子） 保育係長。
- 保育係長（菅原隆行） 大変失礼いたしました。基本原則的には、先ほどお話しさせていただいたとおり、未就学児の中で何番目かということになります。ただしですね、169,000円未満世帯、第1階層から第5階層ですね。こちらの階層につきましては、監護している児童、小学生以上も含めて何番目かということでカウントしてございます。階層によってカウントの方法が違っているといった内容でございます。
- 委員長（野原恵子） 酒井委員。
- 委員（酒井はやみ） その軽減措置は、これからも続くということですか。保育料について。未満児の保育料の軽減について。
- 委員長（野原恵子） 住民福祉部長。
- 住民福祉部長（合田利信） 第2子の半額と第3子、多子世帯のことについて、条例で定めておりまして、条例改正を行っておりませんので、今後も継続するというところでございます。
- 委員長（野原恵子） 酒井委員。
- 委員（酒井はやみ） 次の質問なのですけれども、副食費の徴収の方法なのですが、私立の2つの園の副食費は施設が保護者から徴収するということになると思うのですが、これはこれまでなかったことを新たにやるということで、保育園側としても保育士の負担になるのかなということと、保護者が納めなくて滞納が発生した場合に、それぞれの園に対応を任せることになるのかどうか。そうなれば例えば、給食をその子に提供しないだとか、退所させるだとか、そういう危険性もあるのかなというふうに思うのですが、そのあたり検討されていることがありましたら教えていただきたいのと、これまでの保育料と同様に副食費についても納付書で、私立でもやるということは考えられないのかお聞きしたいのですが。
- 委員長（野原恵子） 保育係長。

○保育係長（菅原隆行） 私立保育園におきます給食の副食費の徴収につきましては、各施設、各事業所が直接保護者から徴収していただくといった形になります。その方法についてなのですが、保育士の負担にならないのかという部分でございませけれども、ここについては、基本的には事業所での考え方にはなってしまうんですけれども、町、こども課からといたしましても保育士の負担にならないように事務の中で、徴収することができないだろうかとご相談させていただいております。例えばですね、その現金で保育士が受け取るということではなく、積極的に口座振替ですとか、口座への振込を依頼するですとか、そういう部分での徴収についてお願いしているところでございます。

あと、もし未納の方がいらっしゃる場合ということなのですけれども、こちらは原則的には施設で対応していただくというのが基本になります。ただし、あまりにもケースが、深くなってくるような場合についてはですね、当然こども課としても、その徴収の方法について一緒にやっていくということではできると思っておりますので、そこは施設と町が協力して行っていきたいということで考えてございます。あとですね、そういった滞納がおこった際に強制的に退所させられるですとか、給食が提供されないといったこういったことは、保育所の性質上そういったことは想定してございませんので、ご利用は続けていただくといった内容でございます。

これまで、同様に町の納付書で納めることができないのかということでございませけれども、これについてはですね、私立の保育園の分については、町への納入はできないということになっておりますので、これまでのような町の納付書で納付するといった形はとれないということになります。町立については、これまで同様の徴収方法ということで考えてございます。以上です。

○委員長（野原恵子） あとはございませんか。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 前回の時も質問しましたがけれども、無償化によって利用する子どもの数が増えないのかということに対しては、明確に増えるというようなそういう答えはいただかなかったのですけれども、今日資料で預かり保育を利用する場合は、保育の必要性の認定を受けた場合に、幼稚園保育料の無償化に加えて、実態に応じて最大月額13,000円まで預かり保育ができたり、あとファミリーサポート事業もある程度上限は決まっているんですけれども、できる形になっている中で、増えるってということが考えられると思うんですね。その際、受け入れ態勢っていうのは、できているのかどうかというのをお聞きしたいです。保育士が不足しているのではないかっていうこともありますし、あとファミリーサポートに関しては、まかせて会員の数もそんなに多くないと思うので金額で上限が設定されていて、利用したい人が増えても断ることになるのではないかなというところが不安に思っています。以上です。

○委員長（野原恵子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 無償化に伴って今後増えるのではないかというお話ですが、基本的には保育の必要がある方について預かるという大前提があります。今、第2期子ども子育て支援事業計画を策定しております、保育の必要量と言いますか、そういったもの今、精査してそれにおいて本町における保育の見込みをこれから立てることになります。その中でももちろん、保育の利用に見合った保育となるような計画、施設整備と言いますかちゃんと預けるような形の計画を持って進めてまいりたいと考えております。あと、保育所の受け入れ態勢、基本的には第2期の計画の作成の中で必要量を策定してまいりますのでその中でももちろん預入れができないような形にはならないように体制を

- 整えていきたいと考えております。
- 委員長（野原恵子） こども課長。
 - こども課長（西田建司） ファミリーサポート事業のまかせて会員の数の確保という部分なのですけれども、お話しのようにですね、今需要と供給のバランスが合致はしているんですけれども、その部分またさらに需要が拡大するというお話もあるかと思っておりますので、周知等しながら会員の確保に努めていきたいと思っております。
 - 委員長（野原恵子） 内山委員。
 - 委員（内山美穂子） すいません。私ちょっとよくわからなくて、お聞きしたいところもあるんですけれども、もしそういうふうな体制が整っていなくてどうしても預かりたい場合、こういう資料の中にはでてないんですけれども、例えばベビーシッターさんとかそういったことを利用するっていうことは、できるのでしょうか。
 - 委員長（野原恵子） 保育係長。
 - 保育係長（菅原隆行） ベビーシッター等の利用についてでございますけども、こちらにつきましても認可外保育所として道に届出をされているような事業所であれば、当然今回の事業の対象になるということになります。ただしですね、届出のされていないような個人でやっているようなケースですと対象にならないものもあるかと思っております。以上でございます。
 - 委員長（野原恵子） ほかにございませんか。
岡本委員。
 - 委員（岡本眞利子） 私は、認可外保育施設が一番危惧するところなのですが、その中で職員の3分の1以上が保育士または看護師ということではありますが、やはり事故防止また質の向上ということを考えますと町としても巡回指導とかそういうことも考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。
 - 委員長（野原恵子） 保育係長。
 - 保育係長（菅原隆行） 認可外保育施設の指導監査についてのご質問でございますが、現在は認可外保育所につきましては、北海道への届出を行いまして、北海道がその内容について実際の保育も含めてですが、指導監査を行っているといったものが現状でございます。これに加えてですね、10月以降新制度に移行した場合については、この認可外保育所が事業の給付の対象施設ということで、その給付に対する部分での町の確認施設ということになりますので、ここで町からの指導監査の権限も北海道に加えて発生することになります。ですので、北海道と協力しながら施設の確認等については行くということで考えてございます。以上です。
 - 委員長（野原恵子） ほかにございませんか。
千葉委員。
 - 委員（千葉幹雄） 今回の子ども・子育て支援法ということで10月から消費税が上がるということで、合わせ技として、子ども子育てを支援していこうという今回の法律改正でありますけれども、私は非常に良いことだと思っはいるんですけれども、ただそれぞれの自治体が定住対策、あるいは若い夫婦を引き込もうということで政策をそれぞれ打ってきた訳でありますけれども、今回はこの法律は全国一律で無償化ということでそれはそれで良いことだと思うんですけれども、そこでそれぞれまた自治体で知恵を絞りながら定住対策に力を入れていこうというふうにするんだろうと思うんですけれども、管内的な動向なんですけども、ある自治体によっては、マスコミ等の報道ですけれども、副食費を町で見ようとそういうような政策を打っている町村もあるように聞いている訳

でありますけれども、管内的な動向をお聞かせいただきたい。それと、町で該当する対象人数、無償化の対象人数は出てますけれども、全体はわかりませんが町が負担をするということになるとおおよそどのくらいの金額になるものなのかをお知らせいただきたい。

○委員長（野原恵子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 1点目の他町村における副食費の無償化の状況ということですが、今現在私どもで把握しておりますのが、7町村が実施するというような意向を示しているということは把握しておりますが、今後どうなるかというのはまだ情報は入っておりません。市は入っておりません。7町村です。

○委員長（野原恵子） もう一度、整理します。今、千葉委員の質問は、副食費を町で負担すれば、概算でどのくらいとなりますかという質問です。

○委員長（野原恵子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 極めて概略といえますか、給食費が無償化する部分が算定できていませんので、3歳から5歳までの4月1日現在の入所者数が338人。これは、あくまでも常設保育の部分なので、ここでは無償化になる分が含まれているとは思いますが、概略として338人と年間給食費の負担が54,000円でございますので、全体で行きますと1,830万円ほどが副食費の総額ということになります。

○委員（千葉幹雄） 今のところの流れというんでしょうか。最終的に決定はしていないのかもしれませんが、7町村程度が無償化ということで、市はその中に入っていないかもしれませんが、やはり帯広市を取り巻く周辺都市での引っ張り合いですね。これが全てだとは思いませんけれど、トータルの政策ですから。これを無償化にするから幕別町にみんな来てくれるなんてことは、私は思いませんけども、ただ現実問題としてどっかの町は副食費も無料、幕別は4,500円ということになった時に、やっぱり受ける印象、私はこの辺は大事なところと考えていくべきだというふうに思うんですけども、ただこれも10月1日スタートですから、とりあえず4,500円をもらって来年か再来年から無償化するということでは政策としてはちょっと弱いと言うんでしょうか。ですからこの辺も条例改正もやってしまえば、もうこれでスタートしてしまうんですけども、私はその辺、無償のところと有償のところとで比べるとやはりマスコミ等でも無償の自治体はここ、有料はここと出ると難しいとこだと思うんですけども、そういったことを感じざるを得ないというんでしょうか。そんな気がしているところでもあります。

いずれにしても、何でも無料という訳にもいきませんので、どこかメリハリをつけなくてはいけないということも理解していますけれども、そんなことがちょっと気になる場所でもあります。特に感想があれば。

○委員長（野原恵子） 町長。

○町長（飯田晴義） 施策をどこに重点を置いて訴えていくかということになるかというふうに思う訳でありまして、なんでもかんでもやれば一番それに越したことはないのですが、やはりその町、その町、町長と言ったらいいのでしょうか。政治家としてどこに力点を置くかということにも関わってくる、そういう案件の一つだろうというふうに思っている訳でありまして、そういう意味では私はですね、特に帯広圏1市3町の中で競争だってそういう考え方でずっとやってきまして、その中で例えばマイホーム応援事業であったりですね、この前の事業としては、保育所での温かいご飯の提供であったり、あるいは中学校の3年生の修学旅行の半額助成であったりですね、様々やってきた中でいかに住民の方がどの施策に魅力を感じるかということだというふうに思っていま

す。医療費の無料化もそうですね。ですからこの辺ですね、やはり、1市3町の中でやってないことに主眼を置いて私はやってきたつもりであります。それは、1つ基本的な姿勢であります。この給食、食べ物の無償ということに対する私の考えということでもありますけれども、非常に抵抗感がありまして、食べるものは何処にいても必要なものがありますからそれを無償化するのが果たして政策として、どうなのかなと疑問を持っている訳であります。ですから他の町では、中学校まで給食がかからないというところもあるんでありますけれども、これは人間どこにいても食べることをしなければ生きていけないので、そこに対する施策の重要性というのは、あまり実は感じていないところでありまして、他の部分で、私はしっかりと全体トータルの中で魅力を出して行きたいと考えておりますので、今回の無償化、全くの無料をいうことの判断はしなかったということでもあります。

○委員長（野原恵子） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 基本的な考え方は理解したところでありますけれども、ただ現実問題そういった現象が起きてくる訳ですから、そういった議論をしておく必要があるなと思って質問させていただきました。いずれにいたしましても、トータルですから、これだけ無料にすれば、絶対来てくれるなんてことはありませんのでね。子ども子育て支援は大事なところありますので、そういったことに気を配りながら政策を進めていくべきだということを申し添えたいというところです。以上です。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 前の委員会でも議論になったことでもあるんですけれども、無認可保育所でも5年間は無償になるということなのですけれども、今町内には1つしか認可外はないんですけど、この5年間のうちに新たに設立されていくとかそういう可能性はあるのでしょうか。待機児童が今実際に生まれていて、途中入所も断られているというお話が保護者の方からも聞くので、保育所に入れなくてお子さんが、どうしようかなという状況で何人もいると思うので、もしそういう保育園ができたなら、そこで解消するということになりかねないという、保育の質が認可よりも低くなるというところで受けられるというところが危惧されるんですけれども、どのように考えているかお答えいただけますか。

○委員長（野原恵子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 今後の認可外保育施設のことをございですが、現時点においてはそういった情報は入っていないところであります。認可外保育所、特に事業所内保育所においては、事業所において従業員の方、職員の方の子どもを預かると、必要に応じて整備がされているということをございしますので、今後についてはまだ情報が入っておりません。また、認可外保育施設、本町においては今年ですね、保育所に入れなくてという子がおりましたので、町といたしましては、今年、認可外保育施設に入所した場合については補助金を出すという形で、負担の軽減を図ることを措置したところをございます。

○委員長（野原恵子） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 今後の5年間の途中にできた施設も無償化の対象になるのですか。

○委員長（野原恵子） 保育係長。

○保育係長（菅原隆行） 事業開始後に新たに増えた施設につきましても、認可外保育所の要件については、現状、北海道へ届出ということが条件になりますけれども、それも

新たな給付の対象施設に加わるといったこととなります。以上でございます。

○委員長（野原恵子） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 質問のお答えを聞いて、ちょっとますます危惧が深まったというか。今回も入所できなかったお子さんが認可外保育所に入って、負担が大きくなるようなことは町からも補助するけれど、実際に入った保育園は、保育士の基準だとか面積の基準だとかは認可保育所より低いところに預けられているということで、今後もそういう保育園が出来てきた場合、そちらに待機児が入って行って、待機児解消という方向になりかねないのかなというふうに思ったのですが、やはりそうではなくて町としては大事なお子さんたちがきちんとした保育環境で保育されるように認可保育所にみんなが入れるような方向を大事にしていくという考えはないのかどうか改めて伺います。

○委員長（野原恵子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 町といたしましては、これまで待機児童が出ないようにやってきたところでありますが、今年は年度当初から待機児童が出るということにもなって町の方で助成事業を始めたところであります。また、年度途中から今後5年間において、そういった認可外施設があった場合においても、先ほど係長の方から説明したところでもありますけれども、市町村がこういった対象施設になったときにおいては、市町村がそれを監督する立場になってきますので、そこは質の向上も含めてしっかりと連携、内容を把握しながら努めてまいりたいと考えております。

○委員長（野原恵子） ほかに質問ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） それではこれで質疑を終わりたいと思います。

今日はこれで質疑を終わりにいたします。

説明員退席いたします。暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（野原恵子） それでは続けて行いますが、議題2その他ですが、皆さんから何かありますか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） それでは、今日の民生常任委員会はこれで閉じたいと思います。

（閉会 13：53）